

京都市民 行動指針（市民・事業者の皆様をお願いしたいこと）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を食い止めるため、4月16日、全ての都道府県を対象区域として、5月6日までを期限とする緊急事態宣言が発出されました。そして、京都府と12の都道府県は、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある「特定警戒都道府県」とされました。

京都市内においても、4月16日時点で148名の感染者が確認され、感染経路が把握できない事例の増加や院内感染など、このままでは、医療崩壊につながりかねない危機的な状況が続いています。

京都市民の皆様には、御自身はもとより、家族や大切な人を守るため、市民一人ひとりが無症状でも感染している可能性を認識し、他の人に感染させない慎重な行動を取っていただくよう強くお願いします。

1 不要不急の外出・往来、飲食を伴う会合への参加の自粛

- ・ 不要不急の外出の自粛の徹底をお願いします。（自宅周辺等における散歩、ジョギング等を否定するものではありません。）
- ・ 飲食を伴う会合での感染者が増加しています。家族以外の多人数での会食は自粛してください。
- ・ 飲食の場、とりわけ、お酒を伴う飲食を提供する場所での感染者が増えています。夜間から早朝にかけて営業し接客を行う飲食店、カラオケ店、ライブハウス、スポーツジム、パチンコ店、ゲームセンター等の御利用は控えてください。
- ・ 10名以上が集まる集会・イベントへの参加を避けてください。

2 感染防止対策の徹底

- ・ 発熱等の症状があるときは外出しないでください。こまめな手洗いや咳エチケットなど、感染防止対策を徹底し、「うつさない・うつらない」ための行動をお願いします。
- ・ ①換気の悪い密閉空間（密閉）、②人が密集している（密集）、③近距離での会話や発声（密接）の3つの密の条件が同時に重なる場所を徹底して回避してください。
- ・ 家庭内での感染も見られることから、定期的な換気や手洗い・消毒など、家族内でも感染防止対策の徹底をお願いします。

3 職場における感染防止対策の徹底

- ・ 時差出勤等を活用した混雑回避やテレワークの推奨など、通勤等による感染拡大防止措置を徹底してください。
- ・ 出勤前の体温測定とその結果の上司等への報告、家庭における感染防止対策の徹底など、体調管理を徹底してください。

- ・感染者だけでなく、濃厚接触者が所属する職場等においても、社員・職員の自宅待機を実施するなど感染拡大の防止に御協力ください。
- ・臨時休校等に伴う保護者、保育所・学童クラブに子どもを預けられている保護者の休暇取得や在宅勤務に配慮してください。

4 小売店・飲食・サービス店舗における感染対策の取組の徹底

- ・小売店や飲食・サービス店舗等におかれましては、衛生管理の徹底はもとより、十分な換気や可能な限り席と席を離すなどの配慮、同一の容器による試飲・試食、レジ等における近距離での行列の回避をお願いします。
- ・「3密」の回避、マスクの着用、ドアノブ、手すり等の定期的な消毒、手洗いや咳エチケットなど、感染防止対策の徹底をお願いします

5 医療機関への受診前の電話相談

- ・発熱や咳などの症状がある場合は、事前に相談窓口やかかりつけ医に、まずは電話で相談してください。
- ・受診時はマスクを着用するなど対策をお願いします。
- ・もし、受診後の経過について不安がある場合は、複数の医療機関を受診することは避け、相談窓口(075-222-3421)に御相談ください。
※ 経営相談や休校のことに関する相談窓口は別になります。

6 保育園、学童クラブ、特例預かり等の利用自粛のお願い

- ・「3密」を避け、子ども達の命、健康を最優先で守るため、社会的インフラを支える仕事をされている方以外は、可能な限り在宅勤務、仕事を休んでいただくなどして、保育園、学童クラブ、小学校や総合支援学校での「特例預かり」の利用を控えていただくようお願いします。

7 風評被害への対応、人権への配慮

- ・感染された方やその関係者、医療機関、学校、大学の関係者の方に対する不当な誹謗中傷や心ない書込み等がSNS等で広がっています。許されないことであります。不当な差別、偏見、いじめ等の人権侵害につながることをないよう、正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いします。このようなときこそ、お互いが支え合い、助け合い、心を大切に、この難局を乗り越えましょう。

令和2年4月17日

京都市長 門川 大作